

第9期時津町介護保険事業計画 及び高齢者福祉計画

【令和6年度～令和8年度】

(2024年度～2026年度)

(概要版)



令和6年3月

時 津 町

計画の趣旨

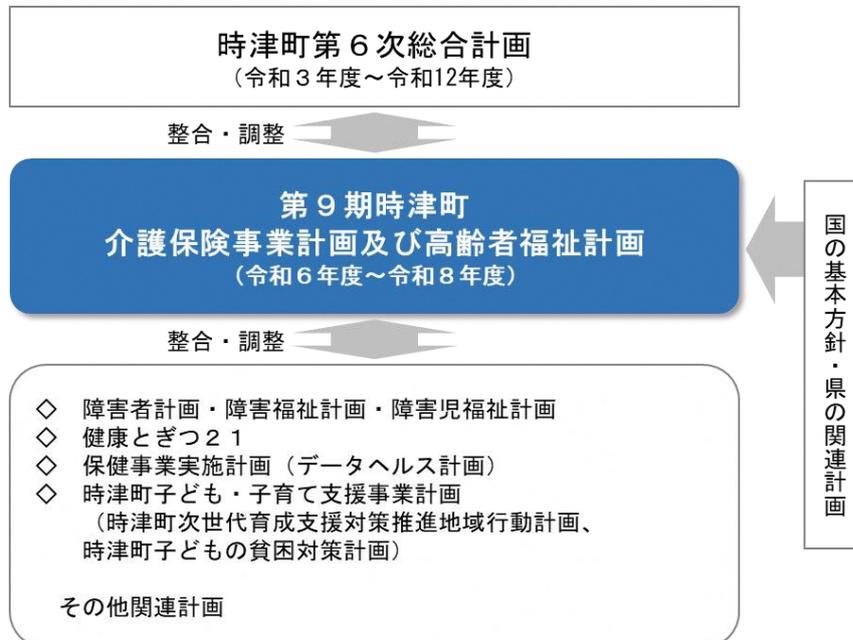
本町では、「第8期時津町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」（以下、「前計画」という。）において、基本理念「いつまでも元気で生きがいを持ち、お互いに支え合い、安心して暮らせるまちづくり」を目指し、様々な取組を進めてきました。前計画の計画期間が終了することに伴い、各種施策の見直しを行って、今後の高齢者福祉・介護施策の方向性を明らかにし、事業を円滑に実施していくための指針として、新たに令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）の3年間を期間とする「第9期時津町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

計画の性格・位置づけ・期間

本計画は、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づく市町村介護保険事業計画と老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づく市町村老人福祉計画を一体として策定し、高齢者に関する基本的な政策目標を設定するとともに、その実現に向けて取り組むべき施策全般を盛り込むものです。

本町の行政計画における位置づけとしては、「時津町第6次総合計画」をはじめ、保健福祉関連計画等の他の計画と調和のとれた計画とします。

また、計画策定にあたっては、国の基本方針及び県の関連計画を踏まえています。



本計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）の3年間とします。なお、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて随時見直し、改善を図ります。

令和 (年度)	3	4	5	6	7	8	9	10	11	…	21	22	23
西暦 (年度)	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	…	2039	2040	2041
介護保険事業計画 及び 高齢者福祉計画	前計画 (第8期計画)			本計画 (第9期計画)			第10期計画			…			

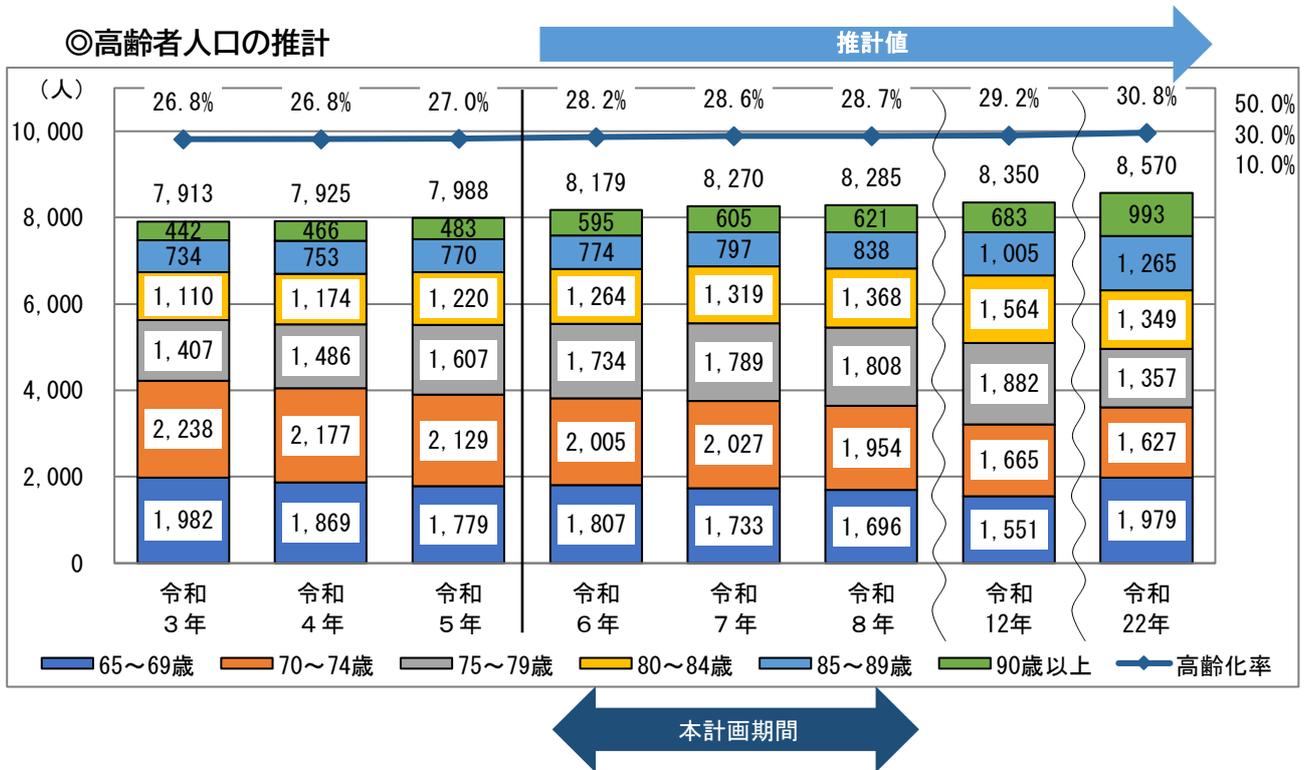
高齢者の現状等

(1) 高齢者人口の推移・推計

本町の総人口は、令和4年(2022年)9月末日時点で29,609人であり、うち、65歳以上の高齢者が占める割合(高齢化率)は26.8%となっています。本計画期間中の高齢者人口は、増加傾向で推移することが見込まれ、令和8年(2026年)では8,285人と推計されます。

また、本計画開始から16年後の令和22年(2040年)においては、高齢化率が30%を超え、高齢者人口が8,570人となる見通しです。

◎高齢者人口の推計

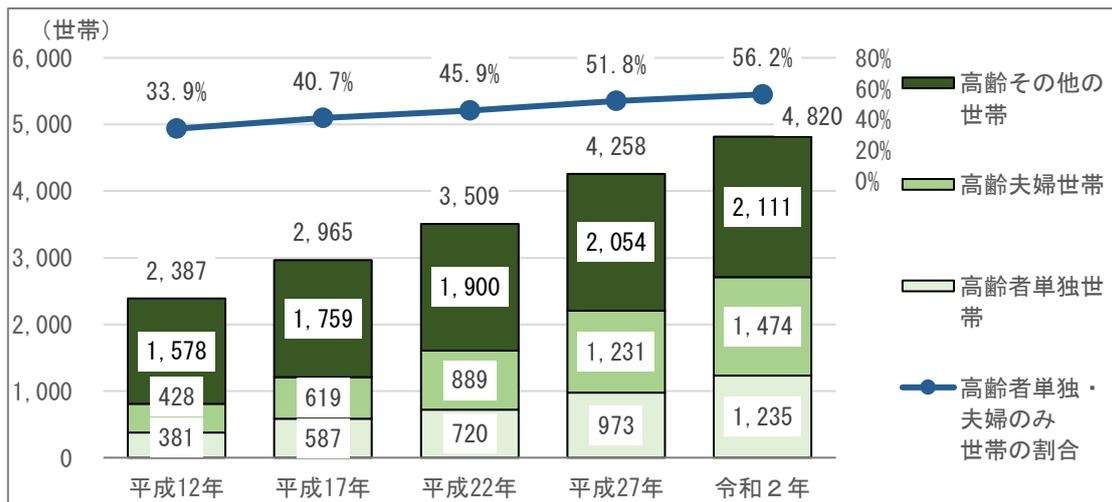


資料：地域包括ケア「見える化」システムによる推計

(2) 高齢者世帯の推移

本町では、高齢者のいる世帯数は増加傾向にあり、令和2年(2020年)では、4,820世帯に高齢者がいる状況です。高齢者のいる世帯の中で高齢者単身世帯、高齢夫婦世帯いずれについても割合は増加していて、令和2年(2020年)では高齢者単身世帯は1,235世帯、高齢夫婦世帯は1,474世帯まで増加しています。

◎高齢者のいる世帯推移の内訳

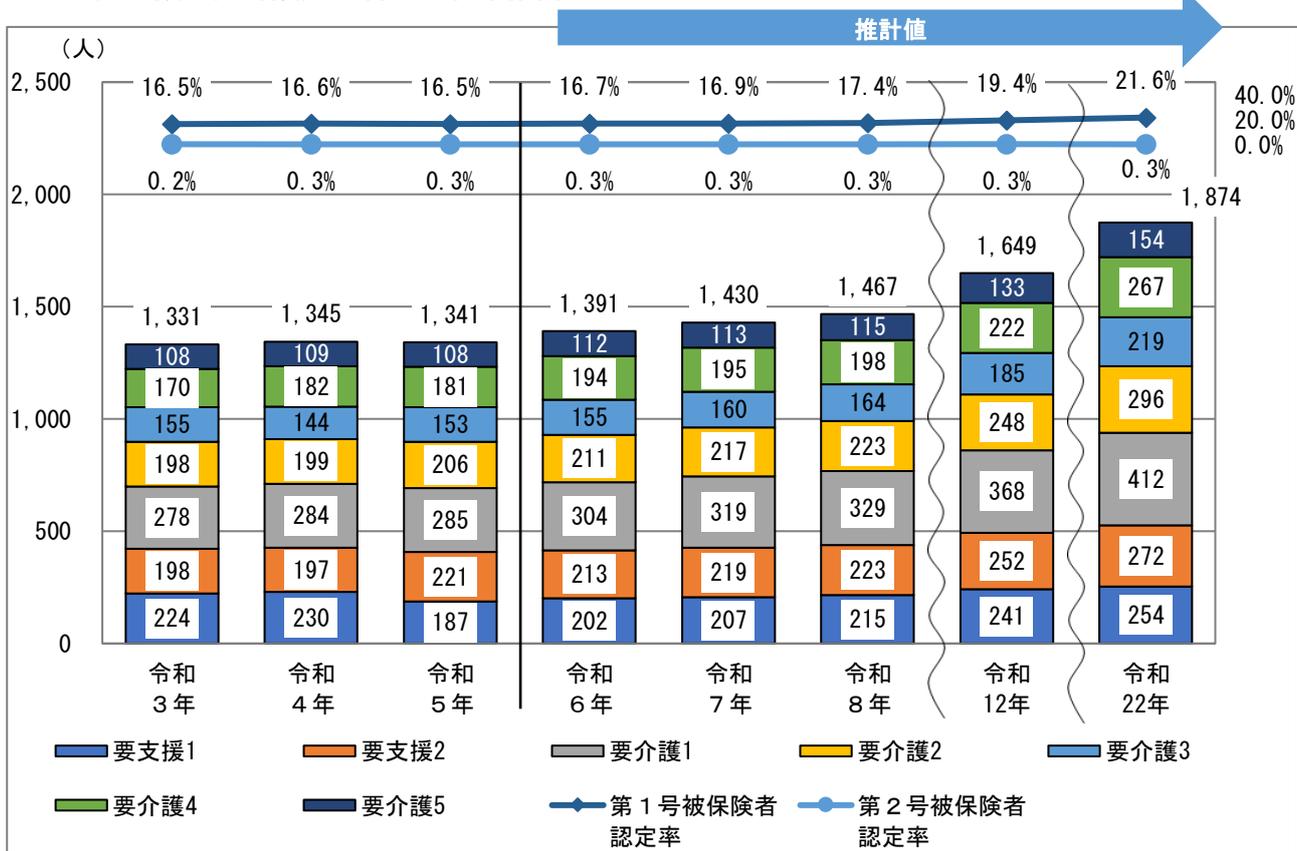


資料：国勢調査

要支援・要介護認定者数の将来推計

本町の人口推計及び要支援・要介護認定者の認定率（出現率）の実績などから、令和6年（2024年）以降の要支援・要介護認定者数を推計しました。

◎要支援・要介護認定者数の将来推計



本計画期間

資料：地域包括ケア「見える化」システムによる推計

高齢者の現状から見える課題

- ◎高齢者人口の増加と現役世代人口の減少への対応
- ◎高齢者単独世帯及び高齢夫婦世帯の増加への対応
- ◎認定者・サービス利用者の増加への対応
- ◎介護予防対策、認知症への対応
- ◎在宅介護支援の推進
- ◎高齢者の権利擁護
- ◎ケアラーへの支援

計画の基本理念

今後、高齢者の増加が見込まれ、ますます介護へのニーズは高まることが予想される本町において、住み慣れた身近な地域に、介護・福祉・医療等のサービス基盤が整備されるとともに、専門職とボランティア、地域住民が相互に連携し、支え合い、手を取り合って助け合いながら、ニーズや状態の変化に応じて、必要なサービスを提供し、高齢者が健やかで、いきいきとその人らしい生活を継続することができるまちを目指していきます。

本計画では、これまで本町が推進してきた地域包括ケアシステムの基本的な考えを継承しつつ、持続していく地域のつながりの構築が重要であることから、次の基本理念を掲げます。

この基本理念に基づき、健康づくり、介護予防・介護サービス、生活支援、多様な見守り体制等による総合的な高齢者施策を、住民と行政が協力して取り組みながら実現を目指していきます。

地域でお互いに支え合い、いきいきと暮らせるまちづくり

基本理念の実現に向け、計画の基本目標を次のとおりとします。

基本目標1 地域包括ケアシステムの深化・推進

基本目標2 介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）

基本目標3 認知症施策と在宅医療・介護連携の総合的推進

基本目標4 安心して地域で暮らせる生活・福祉の整備

基本目標5 介護における持続可能な仕組みの構築

施策体系

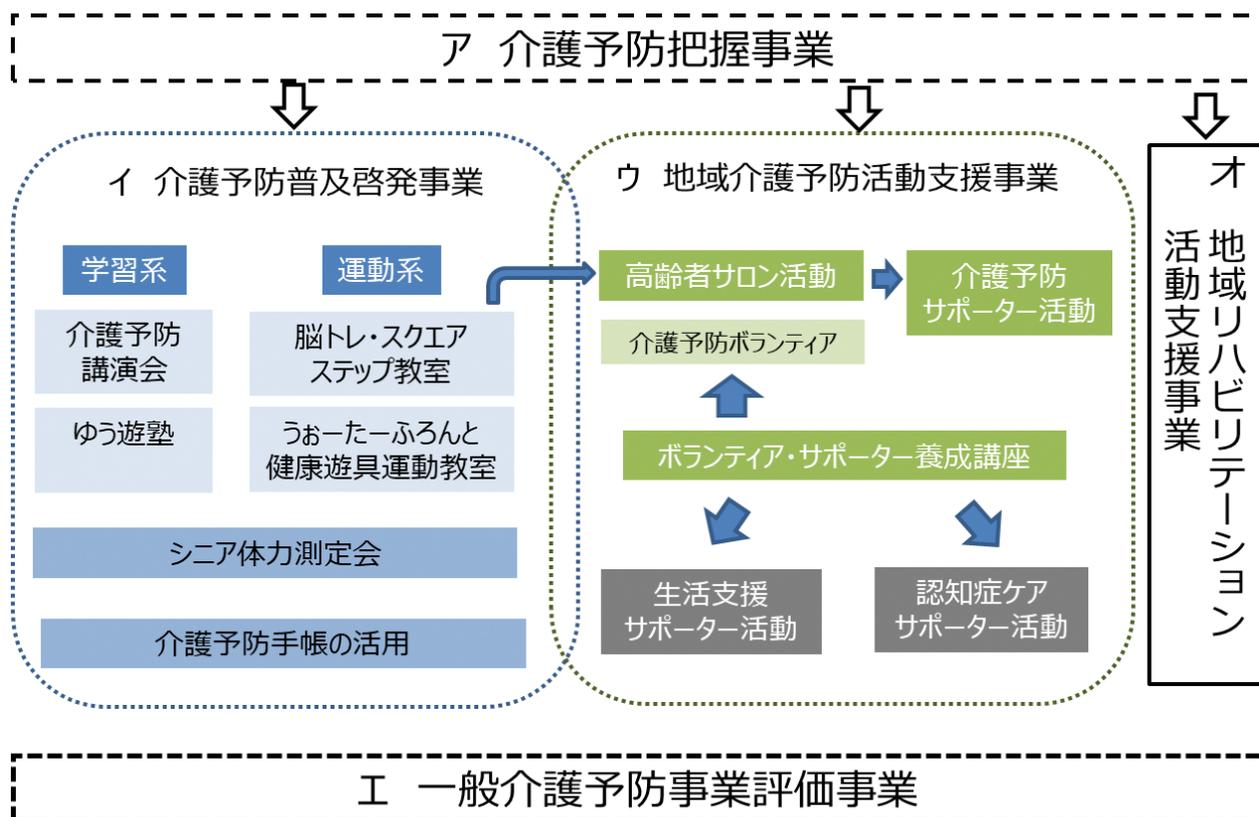
基本理念	基本施策	施策
地域でお互いに支え合い、いきいきと暮らせるまちづくり	介護保険体制の整備	介護人材の確保
		介護人材の資質向上・サービスの質の向上
		介護事業所の業務の効率化
		施設・サービス・住まい等の整備
	介護保険サービスの展開	居宅サービス
		地域密着型サービス
		施設サービス
		居宅介護支援・介護予防支援
	地域支援事業の展開	介護予防・日常生活支援総合事業 ①介護予防・生活支援サービス事業 ②一般介護予防事業
		包括的支援事業（地域包括支援センターの運営） ①総合相談支援業務 ②権利擁護業務 ③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
		包括的支援事業（社会保障充実分） ①在宅医療・介護連携推進事業 ②生活支援体制整備事業 ③認知症総合支援事業 ④地域ケア会議推進事業
		任意事業 ①介護給付等費用適正化事業 ②家族介護支援事業 ③その他の事業
		保健福祉事業の展開
	高齢者一般施策と関連事業の展開	保険外サービスによる在宅生活支援の充実
		高齢者の健康づくりの推進
		高齢者見守りネットワーク事業の推進
		高齢者の生きがいと社会参加に係る施策の推進
		高齢者の住まいや移動手段等の確保に係る施策
		災害と感染症対策に係る施策の推進

主な施策・事業の展開（一部抜粋）

1 地域支援事業の展開（一般介護予防事業の促進）

地域支援事業は、介護保険制度のもと、要介護状態又は要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、市町村ごとに実施する事業です。

事業は大きく、①地域の実情に応じて、要支援状態の人などを対象とした介護予防・日常生活支援総合事業、②包括的・継続的なマネジメント機能を有する包括的支援事業、③市町村の独自の判断により行われる任意事業、の3つの柱からなっています。



2 成年後見制度の活用促進（時津町成年後見制度利用促進基本計画）

成年後見制度は、認知症や障害等により判断能力が不十分な高齢者や障害者に代わり、成年後見人等が、身上監護と財産管理による支援等を行うことで、本人の暮らしと権利を守るために作られた制度であり、平成11年（1999年）の民法の一部改正により、平成12年（2000年）から始まりました。

成年後見制度を必要とする人が、本人らしい生活を守るための制度として本制度を利用することができるよう、権利擁護支援の体制を整備することを目標に取組を進めます。

3 保健福祉事業の展開（家族介護用品支給事業）

家族介護用品支給事業は、在宅の寝たきりの方等を介護されている家族の負担を軽減するため、紙おむつ等の介護用品を購入した際の購入費を助成する事業です。

前計画まで、地域支援事業のひとつとして、広報や周知を行いながら事業を継続して実施しており、介護者の負担軽減を図ってきました。

本計画期間から、国の方針に基づき「保健福祉事業」の枠組みに替えて実施することにより、引き続き介護を行う方の負担軽減を図ります。

4 長寿祝金及び健康奨励金支給事業の充実

長寿祝金支給事業は、高齢者に敬老の意を表し、その長寿を祝福するため、長寿の節目を迎えられた方に祝金を贈呈する事業です。

前計画では、77歳、88歳、100歳の方を対象に長寿祝金を贈呈しました。

本計画においては、後期高齢者となる節目に際し、健康意識の啓発や健康づくりへの取組を推奨して、高齢者の健康づくりの更なる支援を図るため、77歳の方に支給していた長寿祝金については、75歳の方への「健康奨励金」として贈呈するよう、制度内容の一部を改正しました。

5 高齢者交通費助成事業の拡大

高齢者交通費助成事業は、70歳以上の運転免許証を所持していない高齢者に対し、生活状況にあった交通機関（バスまたはタクシー）の費用について助成を行う事業です。

令和2年度（2020年度）から開始した事業で、令和4年度（2022年度）には上記の2つの事業について、「年度あたりの利用額6,000円から8,000円に拡充」するよう改正しました。

本計画においては、さらに令和6年度（2024年度）には、「年度あたりの利用額8,000円から9,000円に拡充」するよう改正しました。

今後も、様々な意見を大切にしながら、更なる利便性の充実を図ることにより、高齢者の外出機会の増加と社会参加を行う機会の増加を図ります。



介護保険料の算定

第1号被保険者の介護保険料は、被保険者数や要介護認定者数等の推計と、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)の実績を基に、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの介護保険サービスの利用量等を算出し、給付の見込額や等から基準額を月額5,200円と算出しました。

なお、本町では、被保険者の負担能力に応じ、以下のような所得段階別の保険料を設定します。これにより、低所得者の保険料負担の軽減を図る一方で、所得の高い方には所得に応じた負担をしていただくことになります。

算定された保険料基準額をもとにした所得段階別の介護保険料は次のとおりです。

所得段階	対象者		保険料基準額に対する割合	年額保険料
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給中の方 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 		基準額×0.455 (※0.285)	28,300円 (17,700円)
第2段階	世帯全員が 住民税 非課税で	本人の前年の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.685 (※0.485)	42,700円 (30,200円)
第3段階		第1段階、第2段階に該当しない方	基準額×0.690 (※0.685)	43,000円 (42,700円)
第4段階	世帯の誰かが 住民税課税だが、本人は住民税非課税で	本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.9	56,100円
第5段階		第4段階に該当しない方	(時津町の基準額) 基準額×1.00	62,400円
第6段階	本人が住民税 課税で	本人の前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.2	74,800円
第7段階		本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.3	81,100円
第8段階		本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.5	93,600円
第9段階		本人の前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.7	106,000円
第10段階		本人の前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.9	118,500円
第11段階		本人の前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.1	131,000円
第12段階		本人の前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.3	143,500円
第13段階		本人の前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額×2.4	149,700円

※ () 内の負担割合は、国の保険料軽減対策を勘案した割合。

第9期時津町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画
【令和6年度～令和8年度】(2024年度～2026年度)
令和6年3月

編集・発行 時津町役場福祉部高齢者支援課
〒851-2198 長崎県西彼杵郡時津町浦郷 274-1
Tel : 095-882-2211(代表) Fax : 095-882-9293(代表)